

※詳しくは☎にお問い合わせください。

**あなたの力を地域で生かしませんか  
家事おたすけ隊会員を募集します**

☎ (公社) シルバー人材センター ☎ 65-5200  
高齢者支援課 ☎ 63-1418



**高** 齢化に伴い、掃除や買物など生活支援サービスが必要な高齢者が増え、ヘルパーなどの介護職員の人材不足が予測されます。一方で元気な高齢者もたくさんいます。

そこで、支援が必要な高齢者と元気な高齢者のマッチングを行い「家事おたすけ隊」制度を導入し、地域支援の仕組みづくりを行います。

元気な高齢者の皆さん、これまでの経験や能力を地域で生かしてみませんか。

- 勤務時間 1時間/回(移動時間除く・就業を希望する時間帯)
- 勤務場所 介護保険要支援認定などを受けた高齢者の自宅
- 勤務内容 掃除・買物・調理・洗濯など
- 対象 市内に住む60歳以上の人
- 登録方法 入会説明会※1に参加後、入会用紙を提出。入会後は事前に研修※2などを受講。  
※1…毎月第2・4火曜 午前10時～/シルバー人材センターで。  
※2…実際の就業は研修後の平成29年4月～。
- 報酬 千円/回(交通費含む)
- 事務局 シルバー人材センター

**平成28年度  
後期高齢者医療保険料の通知書を送ります**

☎健康生活課高齢者医療係 ☎ 63-1420

**4月中旬までに仮徴収の対象者に通知書を送ります**

**【仮徴収とは】**

平成28年度の保険料が決定する前に、前年度の保険料額をもとに仮計算した保険料を4・6・8月の3回で徴収します。

保険料の確定は7月に行いますが、確定後の本徴収だけで納めていただくと、1回あたりの徴収額が大きくなるため、仮徴収と本徴収の年6回で年金から差し引きます。

**【平成28年度の保険料率(平成27年度と同じ)】**

均等割額：47,900円 所得割率：9.26%

※保険料の上限額は年額57万円です。

※均等割額軽減(2割か5割)の対象者が拡大されます。

※所得の低い人や被用者保険の被扶養者だった人への保険料軽減は平成28年度も継続します。

**仮徴収の対象者**

平成27年度に特別徴収(年金天引き)で納めていた人は、ことし2月の徴収額と同額を4・6・8月の年金から徴収。

**仮徴収の保険料の額**

平成27年度の途中で後期高齢者医療に加入し、納付書か口座振替で納めていた人は、4月から特別徴収になる場合があります。平成27年度の保険料額をもとに仮算定します。

**申告が必要ではありませんか**

収入がない、障害年金や遺族年金だけを受給しているなどの場合も、本人や同じ世帯の人は申告が必要です。申告をしないと、低所得世帯でも保険料が軽減されなかったり、食事代の減額や高額療養費の限度額で本来の区分適用を受けられなかったりします。

**保険料の確定額の通知は7月に送ります**

**【保険料の納期】**平成27年中の所得(収入)と平成28年4月1日時点の世帯状況で算定します。

特別徴収(年金天引き)の場合

1期	2期	3期	4期	5期	6期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮徴収(原則前年度2月と同額)						本徴収(保険料確定後の調整額)					

普通徴収(納付書か口座振替の場合)

徴収なし	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

**【特別徴収から口座振替への変更】**

申し出ると特別徴収をやめて口座振替に変更できます。ただし、審査の結果、口座振替への変更が認められない場合もあります。

**野焼きは行わないでください**

☎環境保全課環境企画調査係 ☎ 63-1370



**家** 庭ごみ・庭の剪定くず・刈草などを家庭で燃やしていませんか。近年、野焼きにより、洗濯物に臭いや灰がつく、家の中に煙が入ってくるなどの苦情が多くなっています。家庭ごみの中には、ビニール類などの化学製品も含まれているので、これらを燃やすと黒煙や悪臭が発生し、ご近所に迷惑をかけることにもなります。

**野焼きについてのQ&A**

- Q. 野焼きとは具体的にどのようなことですか。  
A. 庭や空地などでの焼却、ドラム缶などでの焼却、ブロックを積んでの焼却のことです。家庭用簡易焼却炉も焼却時の温度管理や排ガス対策が行われていないので、法律で禁止されています。
- Q. 焼却禁止の例外はありますか。  
A. 次の①～⑤の場合は、法律で認められています。ただし、例外となっているものでも、生活環境に支障を来し、困っている人がいる場合は、行政指導の対象となります。

- ① 国・県・市町村が河川などを管理する際、排出した刈草や切った枝などの焼却
- ② 地震などの災害によって発生した木くずなどの焼却
- ③ 風俗習慣や宗教上の行事(どんど焼きなど)を行うときの廃棄物の焼却
- ④ 農作業・森林管理などで行われる焼却(廃ビニールを含まないものに限る)
- ⑤ たき火など、日常生活の中で行う簡易的な焼却

**春季 犬の登録と狂犬病集合予防注射を行います**

☎環境保全課環境業務係 ☎ 63-1370

**狂** 犬病はヒトにも感染する致死率100%の恐ろしい病気です。狂犬病予防注射済票交付申請書(はがき)が届いている人は、愛犬健康問診票を記入し、注射会場へお越しください。



- 対象 生後91日以上の犬
- 料金  
①登録料3千円(犬の生涯で1回)  
②注射(年1回)だけの場合は注射料と注射済み票で3,100円  
※登録する人は登録料と注射で6,100円。  
※つり銭が要らないようにお願いします。
- 今回予防注射を受けられない場合  
動物病院で受けられます。なお、秋(10月頃)にも集合予防注射を実施します。
- 登録変更  
犬が死亡したときや住所が変わったときは環境保全課に届けてください。
- 迷子犬・譲渡対象犬の情報提供  
県動物愛護管理のホームページをご覧ください。犬や猫を捨てることは、法律で罰せられる犯罪です。絶対に行わないでください。

**●実施日・会場**

期日	場所	時間
4月13日(水)	保健センター駐車場	9:00～10:00
	今寺公民館	10:30～11:30
	桜山中央集会所	13:30～15:00
4月14日(木)	元JAたまな平井支所	9:00～10:00
	唐池公民館	10:20～10:50
	倉懸公民館	11:10～11:30
4月15日(金)	新生公民館	13:30～15:00
	猫宮公民館	9:00～10:00
	牛水中公民館	10:30～11:30
4月16日(土)	小野公民館	13:30～15:00
	四ツ山公民館	9:00～10:00
	万田東公民館	10:30～11:30
4月17日(日)	市役所西側駐車場	13:00～15:00
	市民プール駐車場	9:30～11:30
		13:00～15:00
4月18日(月)	府本公民館	9:00～10:00
	金山公民館	10:30～11:30
	野原公民館	13:30～15:00